

議案第 47 号

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように定める。

平成21年12月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

平成21年11月1日に市長であった者には、退職手当を支給しない  
こととするものである。

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例（昭和32年4月条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（退職手当の特例）

3 平成21年11月1日に市長であった者には、第2条の規定にかかわらず、退職手当は、支給しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。